

目 次

書類名称等	Excel シートNo.	PDF ページNo.
目次（本紙）	-	1
市道(河川)等境界確定 協議申請書	1	2
市道(河川)等境界確定 協議申請書 記入例	2	3～6
隣接地所有者の 立会同意届出書	3	7～8
市道(河川)等境界確定 協議等申請書取下願	4	9
市道(河川)等境界確定協議 等申請書の申請人 変更申出書	5	10

市道(河川)等境界確定協議申請書

土木用地課長

係長

担当者

令和 年(年) 月 日

(あて先) 横 須 賀 市 長

申 請 人
(土 地 所 有 者)

住所

氏名・名称

連絡先

申 請 代 理 人
(測 量 士 等)

住 所

氏名・名称

連絡先

登録No.

申 請 地	横須賀市 町 丁目 番 先		
申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 私有地測量 <input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 開発等 <input type="checkbox"/> その他 ()		
添 付 書 類	1 委 任 状 申請が代理人の場合 2 同 意 書 申請地に対して向こう三軒両隣の土地所有者の同意 3 案 内 図 駅・バス停・建築物等の目標物を入れ、位置を明確に示したもの 4 地図(公図)写 法務局備付けのもので、申請地に朱線と利害関係のある土地所有者の住所、氏名・名称並びに地目、地積、調査年月日を記入したもの 5 地積測量図写 申請地及び利害関係のある土地のもの		
他部、官公庁等への提出の有無	<input type="checkbox"/> 市上下水道局 <input type="checkbox"/> 市財務部 <input type="checkbox"/> 財務省 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 無し		
事 務 処 理 欄	申請代理人(測量士等)の本店の所在地	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外	<input type="checkbox"/> 補
	(指示事項) <input type="checkbox"/> 法定外公共物 (H / / 譲与)	(受 付 印)	

記入例

受付番号

—

市道(河川)等境界確定協議申請書

土木用地課長

係長

担当者

令和〇〇年(〇〇〇〇年) 〇〇月 〇〇日

(あて先) 横須賀市長

申請人
(土地所有者)

※1

住所

横須賀市小川町〇〇番地

氏名・名称

横須賀 太郎

連絡先

046-822-〇〇〇〇

申請代理人
(測量士等)

※2

住所

横須賀市平成町〇丁目〇番地

氏名・名称

(株) 横須賀測量 担当者名

連絡先

046-822-〇〇〇〇

登録No.

1234567

申請地
※3

横須賀市 〇〇〇 町 〇 丁目 〇〇番 〇〇 先

申請理由
※4私有地測量 建築 開発等 その他 ()添付書類
※5

- 1 委任状 申請が代理人の場合
- 2 同意書 申請地に対して向こう三軒両隣の土地所有者の同意
- 3 案内図 駅・バス停・建築物等の目標物を入れ、位置を明確に示したもの
- 4 地図(公図)写 法務局備付けのもので、申請地に朱線と利害関係のある土地所有者の住所、氏名・名称並びに地目、地積、調査年月日を記入したもの
- 5 地積測量図写 申請地及び利害関係のある土地のもの

他部、官公庁等への提出の有無
※6 市上下水道局 市財務部 財務省
 その他 () 無し事務処理欄
※7申請代理人(測量士等)の本店の所在地
※8 市内 市外 補
※10

(指示事項)

(受付印)

 法定外公共物 ※9
(H / / 譲与)

※1 申請人(申請適格者)とは

- ◆ 市道等境界確定協議申請人は、道路境界確定等事務処理要領(以下「境界要領」という。)第7条に規定する者で、建設部が管理する市道等の公有地に接し、土地登記簿に登録されている土地所有者が申請することができます。
- ◆ 次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める方が申請人となります。
 - ① 申請する土地が共有地の場合は、共有者全員としますが、申請は共有者の一人を代表とし、他の者は別紙に列記するか、代表者に委任して申請をすることができます。
 - ② 土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とします。ただし、法人が解散又は破産等しているときは、精算人又は管財人等とし、特殊法人にあっては、法律、定款、寄付行為の定めるものとします。
 - ③ 土地所有者が死亡している場合は相続人全員としますが、相続人の一人を代表とし、他の者は別紙に列記するか、代表者に委任して申請をすることができます。
また、遺産分割協議書等で相続人が特定されている場合は、その相続人とします。
 - ④ 土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人、保佐人、補助人等を必要とする場合は、法定代理人であることを証する書面を添えて土地所有者記名のうえ、法定代理人が併記して申請してください。
 - ⑤ 申請する土地が信託財産の場合は、原則として委託者と受託者の共同申請とします。なお、信託原本写しを添えて申請してください。
 - ⑥ 申請する土地が差押えを受けている場合は、債権者からの同意書を添えて申請してください。
 - ⑦ 申請する土地の土地売買契約が成立しており、実質的に所有権が移転している場合は、売買契約書の写しを添付して申請してください。

※2 申請代理人(測量士等)とは

- ◆ 申請人は、境界確定に係わる事務を代行するために、境界要領第8条に規定する測量士等を置くことができます。
- ◆ 測量士等とは単に市への申請手続きを業務として代行するだけではなく、現地調査や測量及び道路境界確定図の作成といった実務を申請者から受託して行うものです。
このような業務を遂行するにあたり、申請人は測量士等に対し境界確定に係る業務について委任することとなります。(例:測量士、土地家屋調査士等)
- ◆ 本市では、道路境界確定図の作成費用に対する補助制度を設けています。補助制度では、本市の「地元業者優先による市内経済活性化の取り組み方針」に基づき、申請代理人について、市内に本店を置くものの優先をお願いしています。補助制度を利用したいが、本市に本店を置く測量士、土地家屋調査士がわからない等の場合は、裏面の問い合わせ先へご相談ください。(補助制度の詳細は裏面※10を参照)

※3 申請地とは

- ◆ 市が管理する市道等と接する土地が、境界確定協議を実施する申請地になります。

※4 申請理由とは

- ◆ 申請理由は、境界確定協議を実施するにあたり、その理由が適正である旨の確認をすることです。(例:私有地測量、建築、開発、分筆登記等)

※5 添付書類とは

(1) 委任状

- ◆ 申請が代理人(測量士等)の場合に委任状を添付していただきます。
- ◆ 申請人は境界要領第7条に規定する者であり、申請が適格な者により行われ、かつ、境界確定業務を円滑に進めるために申請人と同要領第8条に規定する測量士等との受任関係を確認するために必要とするものです。

(2) 同意書(隣接地所有者の立会同意書)

- ◆ 申請人は、申請地(境界確定予定区域)に係る利害関係人(公図等で確認し、申請地に対する向こう三軒両隣の土地所有者)からの境界要領第9条第2号に規定する隣接地所有者の立会同意書(以下「同意書」という。)を添付するものとする。ただし、市が止むを得ないと認める場合(例:利害関係人の行方不明、相続人未確定、法人、マンションなどの共有者が多数いる場合等)は、同意書にその理由を付して提出することもできますので、市担当者と相談してください。

(3) 案内図

- ◆ 申請地が明確にわかるように、近隣の駅、バス停、建築物等の目標物を記載し、位置が特定できるように赤色(朱線)で明示してください。

(4) 地図(公図)写

- ◆ 法務局(登記所)備付けの地図(以下「公図」という)を謄写して申請地を赤色(朱線)で表示し、境界確定予定区域に係る利害関係人(通常、申請地に対する向こう三軒両隣の土地)の土地の所在、土地所有者の住所、氏名、並びに地目、地積、縮尺、方位、調査年月日及び調査者氏名を記入したものを申請書に添付してください。

(5) 地積測量図写

- ◆ 申請地及び境界確定予定区域に係る利害関係のある土地について、法務局(登記所)備付けの地積測量図を添付してください。

※6 他部、官公庁等への提出の有無とは

- ◆ 境界確定協議を実施するにあたり、他部及び官公庁等がある場合には調整等が必要になるため、その旨を確認するために記入していただくものです。

※7 備考

- ◆ 担当課の事務処理欄のため、※8、9、10は、申請者側で記入する必要はありません。

※8 申請代理人(測量士等)の本店の所在地とは

- ◆ 前述した補助制度に係る本市のお願いの状況について確認するものです。

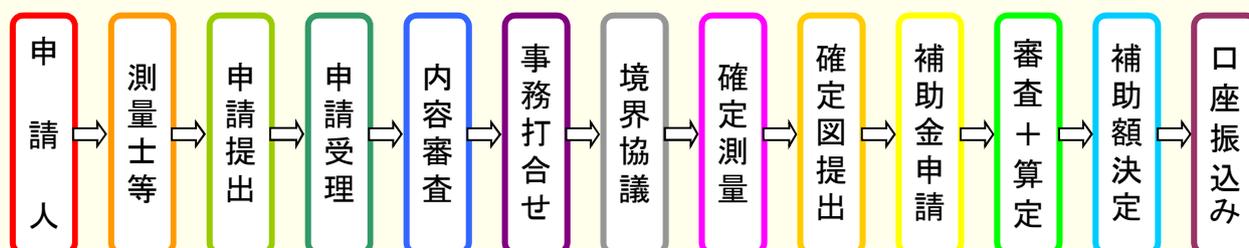
※9 法定外公共物等の確認

- ◆ H11～H12に地方分権一括法の施行により国有財産特別措置法や地方自治法等の改正が行われ、現に道路として公共の用(一部予定を含む)に供している国有財産のうち、市が譲与を受けたものがあります。この道路用地を法定外公共物等と呼んでいます。

※10 本制度及び補助制度について

- ◆ 市民等の皆様には、私有財産の確認、私有地測量、建築等のために民有地と市道との境界を明らかにする境界確定図の作成と、その経費を負担していただいています。
- ◆ この測量にかかる費用に対して、皆さんの経費負担を軽減し、かつ、確定図の仕様統一や精度を確保する等、道路管理の適正化、円滑化の進展を図るため昭和63年(1988年)に道路境界確定測量費補助制度を設けました。
- ◆ この制度は、協議が成立し、境界確定図を提出した場合に、負担した測量費に対して補助を行うものです。
- ◆ 補助については、道路及び河川等境界確定測量費補助金交付要綱に規定するものを対象としていますが、開発行為によるもの、接道延長が500mを超えるもの、及び、申請人が法人の場合は補助の対象外となります。
- ◆ 補助金額は、負担した測量費に対して、道路境界確定測量費補助金交付事務取扱要領に則り市長が定める標準単価により算出した経費が補助対象の基準額となり、補助率は8/10(80%)となります。
- ◆ 提出する境界確定図は、道路境界確定図等作成要領に則り作成していただきます。

境界確定の流れ



※ その他(参考資料等)

- ◆ 必要に応じて旧公図、旧土地台帳の写しを添付してください。旧公図に道路、水路等の着色がある場合は、旧公図写しにそのとおり着色してください。
- ◆ 境界確定に必要な図書や参考資料がある場合には、市担当者の指示により提出してください。
- ◆ 提出された市道等境界確定協議申請書は、1週間の預かり期間内に境界要領第9条に規定する添付書類を確認して同要領第10条により審査をし、受理いたします。
- ◆ 申請書受理後は、速やかに市担当者と事務打合せを進めてください。
- ◆ 申請書受理後3ヵ月経過した時点で、現地立会協議が終了していない場合は、協議不調と判断し、協議の進行を停止して不調、不成立等の手続きに移行します。
- ◆ 現地立会が終了後は、速やかに道路境界図面等を提出してください。立会終了後、6ヵ月経過した時点で道路境界図等が提出されない場合は、協議不能となり、取り下げ等の手続きに移行します。
- ◆ 申請書受理後、申請人が申請人としての要件を欠くことになったときには協議不能となり、取り下げ等の手続きに移行します。

(問い合わせ先) 〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市 建設部土木用地課 道路境界係
電話 046-822-8352(ダイヤルイン)
E-mail. ra-pw@city.yokosuka.kanagawa.jp

隣接地所有者の立会同意届出書

令和 年（ 年） 月 日

横 須 賀 市 長 あて

住 所

氏 名・名 称

私の所有する 横須賀市 町 丁目 番 の土地と市道(河川)等との境界確定協議申請にあたり、隣接地の所有者が現地立会協議をすることについて同意を得ましたので、届け出ます。

土地の所在		同意者（所有者）	
町名	地番	住 所	氏名・名称
		〒 電話 ()	
		〒 電話 ()	
		〒 電話 ()	
		〒 電話 ()	
		〒 電話 ()	
		〒 電話 ()	
		〒 電話 ()	
		〒 電話 ()	
		〒 電話 ()	

- 1 隣接地の所有者とは、申請土地に対し向う三軒両隣となります。
- 2 この同意については、土地境界を確認するために立ち会って協議していただけることを確認するものであって、土地の境界について承諾するものではありません。
土地境界を確認するための立会いの日時については、後日、横須賀市から立会い通知（ハガキ）によりお知らせします。
- 3 隣接地の所有者が遠隔地に所在する場合、電話等での了承により記名押印に代えることができますが、了承を得た年月日とその方法を記載してください。

市道(河川)等に隣接する土地所有者の立会同意届出書について

横須賀市では、市道(河川)等の境界を決めるにあたり、市道(河川)等に隣接する土地所有者の方から市道(河川)等境界確定協議申請を受けて境界の確定作業を行っています。

境界の確定作業を行うためには、境界を確定するための資料調査、現地確認作業、仮杭設置等の準備作業が必要となります。

本市では、境界確定作業を円滑に行うため、申請者の方に関係する土地所有者（以下、「関係権利者」という。）の方から事前に現地立会いの同意を得てもらうようお願いをしています。

これは、関係権利者の方と現地で立会いを行い、承諾を得られないと境界が確定できないため、事前に関係権利者の方から境界を確定する意向（現地立会い）を確認する目的で行っているものです。

関係権利者の方の同意をいただいて、申請書等が揃った段階で具体的な境界確定作業に入り、現地に仮杭等の準備が出来た段階で、市から関係権利者の方に立会い通知書（ハガキ）を送付させていただき、現地立会いを行って境界を確定することとなります。この立会いの段階で境界について協議が成立しなかった場合は、不調となり、境界は決まらないこととなります。

なお、市道(河川)等との境界が決まっていない場合、土地の分筆等の登記申請や土地売買等の必要が生じたときにはお困りになりますので、ご自分の土地を確定する上でも市道(河川)等の境界確定にご理解とご協力をお願いいたします。

(問合せ先)

横須賀市 建設部土木用地課 道路境界担当

TEL 0 4 6 - 8 2 2 - 8 3 5 2

E-mail. ra-pw@city.yokosuka.kanagawa.jp

土木用地課長	係長	担当者

市道（河川）等境界確定協議等申請書取下願

令和 年（ 年） 月 日

（願出人：申請人）

住 所

氏 名・名 称

横須賀市へ提出している市道（河川）等境界確定協議申請書・市道（河川）等管理区域明示確認申請については、以下の理由により取下げをしたいので、本取下げ願いを提出します。

〔申請受付番号〕 —	〔申請受付年月日〕 令和 年 月 日
〔申請場所〕 横須賀市 町 丁目 番 先	
〔取下理由〕 (1) 協議が難航しているので話し合いを待つため (2) 協議の必要が現在のところ不要となったため (3) 調査の結果、既に境界が確定済みであったため (4) その他	

受付番号 —

市道(河川)等境界確定協議等申請書の申請人変更申出書

令和 年(年) 月 日

横須賀市長 へ
(新申請人：新土地所有者)

住所 _____

氏名・名称 _____

この度、下記土地の所有権を取得しましたので、旧土地所有者が提出している市道(河川)等境界確定協議申請書・市道(河川)等管理区域明示確認申請書の申請の継続を希望しますので申し出ます。

記

1 土地の所在・地番

横須賀市 町 丁目 番

2 旧土地所有者（旧申請者）

3 所有権変更登記年月日 令和 年 月 日

4 添付書類 (1) 所有権移転登記済の場合は、全部事項証明書
(2) 所有権移転登記未了の場合は、実質的所有権を有することを証明する書類（売買契約書、土地引渡し判決書、等）

※ なお、法人の場合は、資格証明書（履歴事項証明書、代表者事項証明書、等）も必要

【既申請書の概要】

[受付番号] —	[受付年月日] 令和 年 月 日
[申請場所] 横須賀市 町 丁目 番 先	